

令和5年 第9回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和5年9月12日					
3. 開催通知の期日	令和5年9月12日					
4. 招集期日	令和5年9月29日					
5. 招集場所	町文化センター3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	10	藤浦忠広	出
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	小古井英雄	出	13	小池俊治	出
	4	下田健志	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	出	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	欠
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		小林万里奈			出
	書 記		石川政志			出

11. 報告事項

報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第18号 農地法施行規則第29条第1号による届出について
 報告第19号 農地法施行規則第53条による届出について

12. 提出議案

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第25号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

令和5年度山ノ内町農作業標準労賃について

<開会>

会長代理 皆様ご苦労さまで。ただいまより令和5年第9回山ノ内町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

まず初めに、欠席者なのですが、本日、白鳥委員より欠席というご報告がありましたのでよろしくお願いします。

それでは、招集者挨拶ということで山本会長、よろしくお願いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 皆さん、こんにちは。

天気もよくなりまして、また、徐々に秋らしくなってきたわけですが、農産部とすればプラム、桃の収穫のほうもなからになったというところで、これからはブドウ、ブドウは今盛りだと思えるわけですが、ブドウ、これからリンゴの中生種、晩生種、既にフジのほうも、早い人は初実とかもぼちぼち始まっているようで、今のところ台風の発生もなさそうだし、このままいきますと順調に進むのではなからうかと思っております。今後も何事もないように、見守るだけですが、頑張っていたきたいと思います。

今月、15日の金曜日ですが、やまのうちフルーツの里ブラッシュアップ品評会ということで、巨峰の部で17点の出展があったそうですけれども、それぞれ入賞された方は大変おめでとうございます。

それと、19日と20日、2日に分けてですが、新規就農者育成対策に関わる交付金受給者の園地での個人面談ということで、事務局とJAと私とで各生産者の園地を見回りしてきました。若い皆さんは意欲的に頑張っていて、計画を立てて仕事をしている姿を見て頑張っているなど思った次第です。計画を立てて今まで以上に頑張っていたきたいと思います。

今日は、案件のほうも数はありますけれども、議事進行がスムーズにいきますようまたご協力のほどよろしくお願いいたします。今日は大変ご苦労さまで。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。

それでは、引き続き議事の進行を山本会長、よろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、4番の議事録署名委員の選任ですが、今日は

14番 齊藤蝶次郎 委員

15番 佐藤次雄 委員

よろしくお願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、議事に入りたいと思います。

5、議事、(1)報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページ目をお願いします。報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月6件です。

1 件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇－〇、ほか3筆、現況地目、田、現況面積2, 208平米、あっせんの希望はございません。

2 件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、相続者、〇〇〇、〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇、ほか4筆、現況地目、畑、現況面積8, 107平米、あっせんの希望はございません。

3 件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇－〇、ほか8筆、現況地目、畑、現況面積1万4, 218平米、あっせんの希望はございません。

4 件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇－〇〇、現況地目、畑、現況面積4, 958平米、あっせんの希望はございません。

5 件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇－〇、ほか3筆、現況地目、畑、現況面積5, 227平米、あっせんの希望はございません。

6 件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇、ほか8筆、現況地目、畑、現況面積5, 750平米、あっせんの希望はございません。

以上、報告します。

議長 ありがとうございます。報告事項ではありますけれども、質問事項がありましたら挙手願います。(なし)

ないようでしたら、次に進みます。

(2) 報告第18号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。

報告第18号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、こちらは自身の農地に農業用施設を建てるという案件で、今月1件ございます。

農地の所在地ですが、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇－〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は1, 815平米、農地区分は2種農地に該当しまして、申請事由としては農業用倉庫の建築ということになります。申請人ですが、〇〇〇の〇〇〇、事由の詳細ですが、農業用車両、冷蔵庫、資材等の格納のため、園地の一部に倉庫を建築するという事です。なお、農地所有者は父の〇〇〇〇〇〇ですが、経営移譲を予定しておりまして、この〇〇〇が申請するというものになっております。位置図ですが、資料15ページをお願いします。場所は、〇〇〇〇〇から東北東へ約460メートルの町道沿いの農地でございます。そのほかの資料としましては、17ページに公図の写し、18ページに外形図を載せてございます。

以上になります。

議長 ありがとうございます。

報告事項ですけれども、何かご質問がありましたら挙手願います。(なし)

ないようでしたら、次に進みます。

(3) 報告第19号 農地法施行規則第53条による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。

れているのですが、つなげてブドウを作りたいということなので問題ないかと思
います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について補足説明を望月委員、お願いいたします。

望月委員 ○○○○さんは、ご主人を随分前に亡くされて、それから彼女も○○のほう
へ越されました。隣に飲食店の○○○○○○○○○○の○○○さんという方がい
らっしゃって、すぐお隣なので、おうちも壊されて、あと草とか、前でのほうの畑
も隣接されているということで、草刈り機で手入れをちゃんとしてありました。そ
して、○○○さんの長女の方のお婿さんが将来退職したらここに家を建てて住みた
いと、畑で家庭菜園なのですけれどもお野菜を作りたいという希望がありまして、
売買になり取得いたしました。それで、実家の○○○さんも自分の畑がすぐ隣にあ
りまして、お手入れも大変よくされております。大丈夫だと思いますので、ぜひよ
ろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
4番の案件について、佐藤委員、補足説明をお願いいたします。

佐藤委員 ○○○さんのお父さんが亡くなられて、○○○さんが相続されたのですけれど、
この農地自体はもう30年も前から○○○○さんが借りて耕作をしていたという
ような状況です。それで、ここにも書いてあるとおり、その畑に行くための馬入れ
が○○○○さんのお宅を通らないと行かれないというような状況がありまして、こ
れを機にもう○○○○さんに譲ったほうがいいんじゃないかというようなことで、
両方話が決まりまして、こういう形になりました。特別問題ないと思います。お願
いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
5番の案件について、補足説明をお願いいたします。小池委員、お願いいたします。

小池委員 ○○○さんなのですが、前々より誰か借りていただく方がいらっしゃればお譲りし
たいとか、貸したいということでお聞きしておりました。それで、○○○○○
○○○○さんなのですがすけれども、ぜひとも醸造ワイン、ブドウを作りたいというこ
とでお話がありまして、説明をしたところです。今のところ草刈りも逆に言うことや
っていただけないような状態なので、やっていただくことになるといいと思いまし
て今回提案させていただきました。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。5番の案件について質問のある方は挙手願います。

齊藤委員 ○○○○○○○○○の話は、西部営農組合で聞いた話では、3haの農地を借りて、自
分で醸造所を作りたいということでした。

今回の申請で言えば、その面積には満たないが、その点はどうお考えですか。

小池委員 ゆくゆくはということで、耕作面積もだんだん増やす予定であり、まずは手始めに今回申請されました。

齊藤委員 前坂は遊休農地が多いところですが、会社組織でやるとなると、どこまで最後までやっていただけるかというのは伺っていますか？

小池委員 その説明会をできましたら開催していただきたいと〇〇〇〇〇〇〇〇〇にはしていましたが、なかなか開催していただけない状態です。
ですので西部営農組合の中で社長にお越しいただき、こういう形でやっていきたいという説明会を開きたいと思っています。

齊藤委員 ちょっと順番が違うような気がします、事務局で要件は貸してもいいことだからということで受けたのですか？

事務局 一般法人の貸借になるため、解除条件付き条件になるが、契約書をつけてもらっています。
また、申請書類の中の全部効率利用要件ということで、借りている農地をすべて耕作できるという判断はしました。

齋藤委員 法律的な手続きとしては問題ないことは分かりました。
小池委員から説明のあったように、西武営農組合で説明をしていただけるということですから、その後で許可してもいい気がします。
実際問題、ワインブドウを作ること自体は私も賛成しています。
場を踏んで全部やった中で、もしものことがあったときにどうするかということ詰めて貸したり借りたりした方が良くないと個人的には思います。

山本会長 最終的には3町歩の広さに持っていきたいという話の中で、今のところ8反歩程の広さで、土地がまとまっているわけでもなく点々としている状態です。
どれだけ土地が地続きで開墾できるかも分からない内容ですし、当該地域の近隣の地権者の中には賛成しない意見もあると聞いている。
齊藤委員がおっしゃったように近隣の地権者の説明会を進めて、ご理解いただき、再度納得のいく形で申請するのがいいと思います。

藤浦委員 私も齊藤委員と同じ意見で、農業参入しワインブドウを作ることには賛成している。
ただ、会社組織ということで、農業に馴染みのない方々が大規模に農業をするとなると、近隣の方々からすれば「大丈夫なのか？」とそれなりの抵抗もあると思います。
そのあたりをしっかりとケアしながら、大丈夫だという意思表示をしっかりとすべきだということと、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が一体どういう組織なのかということも良く分からないという人もたくさんいらっしゃるの、立地的には非常に素晴らしい場所で、醸造所も作れば〇〇〇でワイナリーを運営している〇〇〇〇さんのようなイメージをもっているのかなと思われま。
万が一、やっぱりできなかったとなると、規模が大きいだけに穴が開いてしまうので、そのあたりは慎重になって、周囲にも計画を示したほうがいいと思いま

ん戻して西部営農組合の中で説明会を開きたいと思います。

上原代理 遊休農地を活性化させ、農地を借りてワインを作りたいという構想は良いと思いますが、小規模ならワイン特区にするとか、いきなり大きく 6,000 リットルの規模で作るのか計画が見えません。

会社としてしっかりやられるのであれば、中長期のビジョンが分かる計画書がついていないと、農業委員会の中でもはっきりした可否ができないと思います。

佐藤委員 一つ見方を変えれば、こういう動きをしているので出資してくださいという風にも見られる可能性もあります。

実現可能な計画書や裏付けのある資金計画を作ってもらわないと危ないのではないかと思います。

議 長 差戻しということで、この案件について進めていく形でもよろしいでしょうか。(異議なし)

では、事務局のほうにまた〇〇〇〇さんと話し合っていて、また小池委員のほうも話を進めていただいて、いい状態で進めるようお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

5、6、7、8と同じ案件で、貸すほうの人はみんな違うわけなのですけれども、内容的にはこの内容と一緒にということでご理解いただいております。

それでは、続きまして、(5)番、議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 資料7ページをお願いします。

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について、こちらはご自身で所有する農地を転用するという案件になります。今月1件あります。

所在地ですが、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、地目は台帳、現況ともに田、面積は467平米、農地区分は3種農地に該当しまして、申請事由として、個人用住宅の建築ということになります。申請人は、〇〇〇の〇〇〇〇、事由の詳細ですが、町内のアパートに住んでいるが、子供が大きくなり手狭になったため住宅を建築したいという理由です。位置図ですが、資料31ページにつけてあります。〇〇〇〇から東に約200メートルの国道403号線沿いの農地ということになっております。そのほかの資料としまして、公図の写しを32ページ、住宅の配置図を37ページにつけております。

議 長 ありがとうございます。この案件についての補足説明を齊藤委員をお願いします。

齊藤委員 この件につきましては、5月の定例の委員会で農地の取得について許可を得たときに説明したように、もともと〇〇に住んで、〇〇で生まれた方ですので、ここへ造って同じ区の住民として頑張りたいということですので、皆さんよろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。

藤浦委員 この申請人は農家ですか。

齊藤委員 〇〇〇。

議長 ほかに質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。
(6)番、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料8ページをお願いします。
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、こちらは農地転用のため土地を売買するという案件になります。今月1件ございます。
所在地ですが、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は29平米、農地区分は1種農地に該当しまして、申請事由として水路等用地として排水管施設の埋設工事ということになります。申請人ですが、渡人は〇〇の〇〇〇〇、受人は〇〇の〇〇〇〇、契約内容は売買で、事由の詳細ですが、受人の居住する自宅の排水管整備のためということです。位置図ですが、資料38ページをお願いします。地図内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北北東の方向に160メートルほど離れた農地に、受人の居住する住宅に隣接する農地でございます。その他の資料として公図の写しを39ページにつけてあります。
以上です。

議長 ありがとうございました。この案件について補足説明を湯本浩委員お願いいたします。

湯本浩委員 この案件につきましては、20年ぐらい前の平成17年頃に上条地区が下水道整備をされることになりまして、急遽〇〇さんの自宅の排水管を整備することになりました。それで、排水管を整備するには〇〇さんの裏の〇〇さんの所有している農地の一部を工事することになりまして、その部分を〇〇さんが〇〇さんから購入するというので、これは20年ほど前のことなのですけれども、今回、〇〇〇〇さんのお父さんの〇〇〇〇〇〇さんが亡くなられたということもあり、このタイミングで農地転用、また、購入することになりました。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。
(7)番、議案第25号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料12ページをお願いします。
議案第25号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、公社との売買が1件、利用権設定の新規設定が3件の計4件です。
まず、売買のほうから申し上げます。
所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇、移転する者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、移転する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積506平米、利用目的はブドウの作付になります。所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡し時期につきましては令和5年10月16日、対価につきましては37万3,000円となります。

続きまして、資料14ページをお願いします。次に、利用権となります。

1件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目は畑で、面積が818平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で4,180円の新規設定となります。

2件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目は畑で、面積が890平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は10アール当たり5,000円の新規設定となります。

3件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で、面積2,050平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万2,000円の新規設定となります。

以上4件につきまして承認をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
所有権移転の補足説明を湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 この案件なのですが、以前に〇〇のほうに売買ということで〇〇〇〇〇さんの土地をこちらなのですが、〇〇にいて、今度は〇〇から〇〇さんのほうに売買という形になっております。〇〇さんは認定農業者でもありますし、広く丁寧によくやっていますので、問題ないかと思っていますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
利用権設定の案件について、補足説明をお願いいたします。湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 こちらの案件なのですが、新規ということになっておりますけれども、この案件は〇〇〇〇さんのお父さん、〇〇〇〇〇〇さんと〇〇さんのほうでずっと契約されて、借りて栽培していた土地であります。今回、契約更新に当たって、名前を〇〇さんに変えてやるということですので、何ら問題ないと思っておりますのでひとつよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決とさせていただきます。
2番の案件について、小古井委員、補足説明をお願いいたします。

小古井委員 〇〇〇〇さんですけども、果樹と書いてありますけれども本業はキノコで、同じ地主さんから今年の春、畑を借りてプラムを作って、それで今年シーズンをやってみて、もう少し可能だということで、地続きとか、土手続きとか、隣の畑も連続して借りたいということで、そこを借りてプラムをやるということできています。持ち主については大分もう年齢も高齢ですので、外の仕事は一切なくて、土地はみんな人に貸しているというような方ですので、何の問題もないと思っております。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について、補足説明を齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 ○○○○さんは、○○○○さんの畑を前に作っていた人が途中でちょっとできなくな
ったもので、途中から借りていたのですけれども、ここで先ほどと同じように新
規という形で借り直すというか、契約するという形になっています。今までは途中
で引き継いでやったわけですが、ちゃんとやっていますので問題ないと思いますの
でお願いします。

議 長 ありがとうございました。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
以上で議事は終了であります。大変ありがとうございました。

会長代理 山本会長、議事進行、ありがとうございました。
それでは、6、その他ということで、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

<その他> 令和5年度山ノ内町農作業標準労賃について

会長代理 以上をもちまして、第9回山ノ内町農業委員会定例総会を終了させていただきます。
皆様ありがとうございました。

閉会 午後 5時12分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
